開府９００年事業姉妹・友好都市モニュメント製作業務委託　企画提案募集要項

令和８年８月１４日

千葉市

１　業務内容に関する事項

（１）委託の名称

開府９００年事業姉妹・友好都市モニュメント製作業務委託

（２）概要

千葉開府９００年を記念し、これまで本市が交流を重ねてきた姉妹・友好都市を紹介するモニュメントを設置するもの。

（３）業務内容

別紙仕様書のとおり

（４）契約限度額

３，８９４，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（５）委託期間

契約締結の翌日から令和９年３月３１日（水）まで

（６）履行場所

千葉市中央区千葉港１－１　千葉市役所本庁舎敷地内の屋外

具体的な場所は仕様書及びその別紙のとおり

（７）費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しません。

２　契約に関する事項

（１）発注方法　公募型企画競争（プロポーザル方式）

（２）契約の方法

千葉市契約規則の規定に基づき、公募で選定された提案をした者を優先交渉権者及び次点交渉権者とします。

市は、優先交渉権者と、詳細な業務の内容及び契約条件に付いて協議を行い、合意した後、優先交渉権者から改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約を締結します。

優先交渉権者との交渉が合意に至らず不調となった場合、優先交渉権者の場合と同様に次点交渉権者と協議等を行い、契約を締結します。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、市は契約締結をしないことがあるほか、千葉市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがあります。また、本市が受けた損害について、賠償請求を行うことがあります。

（４）契約保証金

市と契約を締結するにあたり、契約の相手方は、契約の締結と同時に契約金額の１００分の１０以上の金額の契約保証金を、市に納付しなければ

なりません。ただし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第２９条に該当する場合、市は契約保証金の納付を免除することができます。

（３）委託料の支払方法

業務完了後、一括払い

受託者は、業務完了後、市へ報告書を提出し、報告してください。当該報告を受けて、市は業務の履行につき検査します。この検査の完了後、受託者は市に対し、請求書により委託料の支払を請求することができます。市は請求を受けた日から３０日以内に委託料を支払います。

ただし、受託業務に必要な物品の購入等のため、業務完了後の一括払いでは支障があるとして、契約の締結に際し契約の相手方が市に申し出た場合であって、円滑な業務の遂行を図るために必要があると市が認めるときは、市は概算払により、契約額の一部を業務の完了前に支払うことができるものとします。

３　参加資格要件

本企画競争に参加できる者は、法人、個人事業主又は共同事業体であって、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、かつ、次に掲げる要件を満たしている者とします（構成員が複数あるときは、構成員のいずれもが要件をすべて満たしていることが必要です。）。

（１）法人、個人事業主及び共同事業体に共通する要件

ア　直近５年以内に、国、都道府県、市町村等の同種業務（モニュメント製作等。立体的な構造物の企画・デザイン・設計・設置施工等をいう。）を受託し、完了した実績があること。

イ　公共の福祉に反する活動をしていないこと。

（２）法人に係る要件

ア　令和８年３月１６日付け千葉市公告第２５２号（令和８・９年度の千葉市の随時申請の入札参加資格に関する公告）の記１（１）～（１３）のいずれにも該当しない者であること。

イ　次のいずれにも該当しない者であること。

（ア）手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

（イ）本企画競争の参加申し込み前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

（ウ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

（エ）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

（オ）千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

（カ）千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を、本企画競争への参加申込の期限の日から仕様書協議後における見積徴収日までの間に受けている者

（キ）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為を行っている者

（ク）法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

（ケ）千葉県内に本店、支店又は営業所を有する者にあっては、すべての千葉県税を完納していないもの

（コ）千葉市内に本店、支店又は営業所を有する者にあっては、すべての千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

（サ）千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第９条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者であるもの

（３）個人に係る要件

前記（２）の要件を満たすこと。ただし、イ（ク）中「法人税」とあるのは「所得税」に、同（ケ）及び（コ）中「本店、支店又は営業所」とあるのは「事業拠点又は住所」に読み替えるものとする。

（４）共同企業体の構成員に係る要件

ア　共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。

イ　構成員のいずれもが前記（１）及び（２）の要件を満たしていること。

ウ　構成員の間において締結した協定書等において、事故が起きた場合などの責任の所在が明らかにされていること。

エ　本件企画競争への参加申込にあたっては１事業者１参加申込とし、共同事業体による参加の場合、当該共同体の構成員となっている事業者は、本企画競争の他の共同事業体の構成員となっていないこと。

４　参加に係る手続

（１）スケジュール

①企画競争への参加申込の受付開始、質問の受付開始	令和８年８月１４日（金）
②質問の受付期限	令和８年８月２０日（木）午後５時（必着）
③質問に対する回答	令和８年８月２６日（水）までに公開
④企画競争への参加申込期限	令和８年９月２日（水）午後５時（必着）
⑤参加資格審査結果の通知	令和８年９月８日（火）までに通知
⑥企画提案書類の提出期限	令和８年９月１５日（火）午後５時（必着）
⑦選定審査（書面による審査）	令和８年９月中旬
⑧選定結果の通知、公表	令和８年９月３０日（水）
⑨契約締結、事業開始	令和８年１０月上旬以降を予定

（２）質問の受付

本募集要項及び仕様書の内容について不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

ア　受付期間　令和８年８月１４日（金）から令和８年８月２０日（木）午後５時まで（必着）

イ　提出方法

下記の送付先アドレス宛に質問書（様式第１号）のデータを電子メールで送付すること。電子メール送信後は、送付先へ電話により、当該電子メールが届いているか確認すること。

・送付先名称　千葉市市民局市民自治推進部国際交流課
・送付先 Email アドレス　kokusai.CIC@city.chiba.lg.jp
・送付先電話番号　043-245-5018

ウ　質問への回答方法

令和８年８月２６日（水）までに、本募集要項を掲載しているホームページにて、質問者を伏せた上で公開する。なお、回答内容は本募集要項の追加又は修正とみなす。

（３）企画競争への参加申込

本件企画競争への参加を希望する者は、下記により必要書類を提出し、参加申込を行うこと。

なお、提出された書類の内容等を確認するため、下記の必要書類のほか、登記事項証明書、納税証明書等の書類の提出又は提示を求めることがある。この場合、提出又は提示に応じること。

ア　提出書類

次の（ア）から（オ）に掲げる書類のすべてを提出すること。

なお、申込の時点において、「令和８・９年度千葉市委託入札参加資格者名簿」に登録されていない者にあっては、（カ）から（コ）までに掲げる書類をあわせて提出すること。

（ア）企画競争参加申込書（様式第２号）

（イ）同種の業務実績（様式第３号）

（ウ）共同企業体一覧（様式第４号）※共同企業体の場合

（エ）委任状（様式第５号）※共同企業体の場合

（オ）誓約書兼同意書（様式第６号）

＜千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者の場合＞

（カ）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法人の場合

（キ）本人確認ができる書類であって国又は地方公共団体機関が発行した書類の写し又は住民票の写し※個人の場合

（ク）法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）※法人の場合

（ケ）千葉県税の完納証明書※千葉県内に本店、支店又は営業所（個人にあっては事業拠点又は住所）を有する場合

（コ）千葉市税の「滞納無証明」※千葉市内に本店、支店又は営業所（個人にあっては事業拠点又は住所）を有する場合

※（カ）から（コ）の書類（本人確認ができる書類であって国又は地方公共団体機関が発行した書類の写しを除く。）の発行日は、参加申込の日から３か月以内であること。本人確認ができる書類であって国又は地方公共団体機関が発行した書類の写しは、現に有効な書類の写しであること。

イ　提出期限

令和８年９月２日（水）午後５時（必着）

ウ　提出方法

提出先へ直接持参し、又は郵送すること（提出期限内必着）。

持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前９時から午後５時まで。

郵送の場合は書留とすること。なお、事故等による未着について、発注者は責任を負わない。

エ　提出先

〒２６０－８７２２

千葉市中央区千葉港１－１　千葉市役所高層棟８階

市民局市民自治推進部国際交流課

オ　参加資格審査結果の通知

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和８年９月８日（火）までに、参加資格の有無について、電子メールにより通知する。

（４）企画提案書類の提出

本件企画競争への参加を希望した者のうち、参加資格の審査の結果、参加資格があるとして通知を受けた者（以下「受託候補者」という。）は、次のとおり企画提案書類を提出すること。

ア　提出期限

令和８年９月１５日（火）午後５時（必着）

イ　提出書類

（ア）企画提案書（鑑文）（様式第７号）

（イ）企画提案書（本体）（様式は提出者の任意）

（ウ）見積書（様式は提出者の任意）

（エ）見積内訳書（様式は提出者の任意）

ウ　企画提案書（本体）の内容

以下（ア）～（キ）について仕様書の記載内容に沿った企画提案書を提出すること。

提案には本要領５（３）に記載する選考基準における評価の着眼点に対して、具体的かつ詳細な説明が含まれていること。

（ア）業務の実施方針

特に重視する業務上の配慮事項、業務のコンセプト、その他の業務実施上の配慮事項等を記載すること。

（イ）デザイン提案

デザインコンセプト、デザイン意図をビジュアル（イラスト等）及び文章により記載すること。

（ウ）その他の提案

次の各項目について提案すること。

・モニュメントの全体及び各部分の寸法

・構造及び材質

・安全性

（エ）施工計画・工程表

本委託業務を十分に遂行できることを示す工程表を記載すること

（オ）実施体制

仕様書に記載の「実施体制」の内容を満たす、本委託業務を遂行す

る上で必要な実施体制、責任者・担当者を提案書に記載すること。また、責任者・担当者の業務実績も記載すること。

（カ）業務実績

本委託業務を十分に遂行できることを示す、受託事業者の業務実績を記載すること。

（キ）その他自由提案

本業務を効果的に遂行する提案があれば記載すること。

エ　企画提案書の提出にあたっての留意事項

（ア）提出が必要な企画提案書は、紙に印刷したもの７部（内訳は正本１部、副本６部）とする。

（イ）企画提案書の構成は、表紙、目次、提案内容（本文）及び裏表紙とする。

（ウ）企画提案書の正本のみ、商号又は名称及び代表者名を記載して押印すること。法人の場合、押印は代表者印によること。

（エ）企画提案書の副本は、その内容から提案者の名称が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること（提案者の名称を用いない、提案者の名称を黒塗りする　等)。

（オ）企画提案書の表紙には下記の項目を掲載すること。

①本件企画競争に係る委託の名称

開府９００年事業姉妹・友好都市モニュメント製作業務委託

②提出年月日

（カ）企画提案書は、Ａ４版の紙を使用し、文字は横書きとすること。ただし、図案はＡ３版でも可とする。この場合、図案は表紙等と同じＡ４版の大きさとなるよう折り込むこと。

（キ）企画提案書は１部ごとに、クリップ止めをするか、クリアファイルに入れて提出すること。製本は不要。

（ク）企画提案書に記載された提案はあくまでも委託先業者を選定するための審査の材料となるものであり、実際に業務遂行にあたっては発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

オ　見積書等提出にあたっての留意事項

（ア）提出部数は、見積書（様式は提出者の任意）及び見積内訳書（様式は提出者の任意）を併せて１部とすること。

（イ）内訳書はできるだけ詳細に分類して記載すること。

（ウ）仕様書に記載の本委託業務を実施するために必要な経費を算出すること。契約締結後の本委託業務の契約金額の増額は認めないので留意すること。

（エ）企画提案書類提出後、当該書類の追加、変更、差替え又は再提出は一切認めない。

カ　提出方法

提出先へ直接持参し、又は郵送すること（提出期限内必着）。

持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前９時から午後５時まで。

郵送の場合は書留とすること。なお、事故等による未着について、発注者は責任を負わない。

キ　提出先

〒２６０－８７２２

千葉市中央区千葉港１－１　千葉市役所高層棟８階

市民局市民自治推進部国際交流課

ク　注意事項

期限を過ぎての提出は無効とする。

ケ　参加辞退

受託候補者であって、本件企画競争への参加を辞退する者は、企画提案書類の提出前・提出後を問わず、「辞退届」（様式第８号）を提出すること。

なお、辞退により今後受託候補者が不利益な扱いを受けることはない。

コ　提出書類の取扱い

・各種書類の作成等に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
・市に提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
・市は、選定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
・市に提出された提出書類（電磁的記録によるもの及び市が送付を受けた電子メールを含む。）は、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号）に規定する「公文書」に該当し、第三者から公文書開示請求があった場合、当該事業者又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となる。

５ 優先交渉権者等の選定

（１）選定者

選定は、別途要項に基づき設置する開府９００年事業姉妹・友好都市モニュメント製作業務の委託に係る選定委員会（以下「選定委員会」という。）

の委員が行う。

（２）選定方法

選定は、市に提出された企画提案書類に基づき書面審査により行う。

選定委員会の各委員が企画提案内容の各項目について、（３）の選定基準に基づき内容を審査し、各委員による採点の合計点数が最も高い企画提案を最優秀企画提案として選定し、その企画提案者を優先交渉権者とする。採点の合計点数が２番目に高い企画提案を次点企画提案とし、その企画提案者を次点交渉権者とする。

企画提案書類を市に提出した受託候補者について（３）の選定基準により評価を行い、各委員による採点の合計点数が、当該委員の全員が満点とした場合の点数の７割に満たない場合、優先交渉権者を選定しない。企画提案書類を市に提出した受託候補者が１者の場合であっても同様とする。

なお、選定はあくまで優先交渉権者等を選定するものであり、契約に際して正式な見積書及び見積内訳書の提出が必要となる。見積書及び見積内訳書の提出においては、選定委員会での質疑等を踏まえた精査を求める場合がある。

（３）選定基準

項目	評価の視点	配点
１　趣旨理解		10点
（１）	本件委託業務の目的、趣旨についてよく理解し、企画提案内容に反映しているか。	10点
２　業務の実施方針		20点
（１）	業務の設計と実施体制が具体的に示されており、本業務を確実に遂行できると認められるか。	10点
（２）	本業務を確実に遂行できるスケジュールが確保されているか。	10点
３　費用		10点
（１）	製作に係る見積金額は妥当か。	10点
４　企画提案		90点
（１）	モニュメントの寸法は仕様書に記載の要件を満たすものか。	10点
（２）	モニュメントのデザイン提案は仕様書に記載の要件（デザイン基本方針）を満たすものか。	30点
（３）	モニュメントの材質は仕様書に記載の要件を満たすものか。	10点
（４）	モニュメントの安全性は仕様書に記載の要件を満たすものか。	10点
（５）	モニュメントの設置方法は仕様書に記載の要件を満たすものか。	10点
（６）	モニュメントの設置後の維持管理は仕様書に記載の要件を満たすものか。	10点
（７）	モニュメントの設置場所の特性や景観との調和が考慮されているか。	10点
５　業務実績等		10点
（１）	事業者並びに本業務を担う責任者及び担当者は、本委託業務の同種業務を受託し、完了した実績があるか。	5点
（２）	公共の福祉に反する活動をしていないこと。	5点
６　その他		10点
（１）	本業務を効果的に遂行する提案があるか。	10点
合計		150点

（４）不適格事項

市に必要書類を提出し、本件企画競争への参加申込を行った者が次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とし、又は本件企画競争への参加資格を失格とする。市が交渉中の優先交渉権者等であっても同様とする。

ア　見積額が本募集要項１（４）に記載の委託限度額を超過した場合

イ　提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合

ウ　提出書類に虚偽の記載があった場合

エ　提出書類に重要な誤脱があった場合
オ　不渡手形又は不渡小切手を出した場合
カ　会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
キ　審査又は選定の公平又は公正を害する行為があった場合
ク　企画提案にあたり著しく審議に反する行為等があった場合
ケ　提案内容が著しく公序良俗に反するもの、差別的なもの、暴力的なもの又は特定の宗教・団体を表現するものにあたると発注者が判断した場合

（５）選定結果の通知
ア　通知日
令和８年９月３０日（水）
イ　通知方法等
企画提案書類を提出したすべての者に対し、審査結果通知書を郵送するとともに、本市ホームページにおいて選定結果を公表する。

６　その他の留意事項

（１）市に提出する書類の作成及び提出並びに連絡に要する費用は、本件企画競争に参加申込等を行った者の自己負担とする。
（２）市に提出された書類は、返却しない。
（３）市に提出された提出書類（電磁的記録によるもの及び市が送付を受けた電子メールを含む。）及び選定結果（優先交渉権者となった者以外の者を含む。）は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」に該当し、第三者から公文書開示請求があった場合、当該事業者又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となる。ただし、優先交渉権者等の選定期間中においては、千葉市情報公開条例第７条第６号の規定に基づき、開示の対象としない。
（４）本件企画競争に関し知りえた情報は、市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
（５）本件企画競争において使用する言語は日本語とする。
（６）本件企画競争において使用する通貨は日本国通貨とする。
（７）前記（１）に掲げるもののほか、市との協議、契約等に要する費用については、本件企画競争に参加申込等を行った者の自己負担とする。
（８）前記５（４）において本市がその提案を無効とし、又は本件企画競争への参加資格を失格とした場合において、市は費用弁償等を行わない。
（９）優先交渉権者として決定した法人名、審査結果（審査点数等）は市ホー

ムページにおいて公表する。

7　発注の担当課（書類提出先）

〒２６０－８７２２
千葉市中央区千葉港１－１　千葉市役所高層棟８階
市民局市民自治推進部国際交流課
電話　043-245-5018
Email アドレス：kokusai.CIC@city.chiba.lg.jp